

自然保護の窓

第8期霊長類保護委員会より

1. 特定外来生物被害防止基本方針に関して

本年6月2日、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が公布されました。同法は、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物として政令で指定し、その飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存するその防除を行うことにより、そうした被害を防止することを目的に作られたものです。

所轄省庁である環境省及び農林水産省は、「特定外来生物被害防止基本方針」を同法に基づいて策定するにあたり、同基本方針案について、7月8日から8月7日までパブリックコメント（以下、パブコメ）を募集しました。7月15日に開催された同基本方針案についての説明・意見交換会には、保護委員会から川本と中川が出席し、その後、学会員の皆様には担当理事を通じてメーリングリスト、ならびに学会HPを通じてパブコメの提出を呼びかけるとともに、保護担当理事を中心に学会としてのパブコメ（添付資料参照）を取りまとめ、8月7日付けで西田会長名にて提出しました。

その後、9月1日、中央環境審議会野生生物部会外来生物対策小委員会の第3回委員会でパブコメを踏まえた同基本方針案の検討が行われ、学会からのパブコメも一部ではありますが反映され、10月15日の閣議決定に至りました（このあたりの詳しい経緯、内容につきましては、環境省HP（<http://www.env.go.jp/nature/intro/gairaihou.html>）をご参照ください）。

同法律の施行に向けて環境省は特定外来生物を選定中です。霊長類に関する検討は特定外来生物等分類群専門家グループ（哺乳類・鳥類）で行われています。11月19日に第1回会合が開かれ、タイワンザル、アカゲザル、カニクイザルを含む10種の哺乳類を特定外来種に選定することが議

論されました。詳細については環境省が提供する会合の議事概要速報（<http://www.env.go.jp/nature/intro/sentei/>）をごらんください。

（川本芳・中川尚史）

2004年8月7日

環境省自然環境局野生生物課 御中

日本霊長類学会

会長 西田 利貞

「特定外来生物被害防止基本方針（案）」に係る意見

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、ならびに「特定外来生物被害防止基本方針（案）」の策定に当たられた、関係省庁はじめ、中央環境審議会野生生物部会外来生物対策小委員会委員各位のご尽力に敬意を表します。

本基本方針の第1として挙げられています「基本構想」につきましては、これまで永らく望まれてきた特定外来生物の侵入を水際で食い止める方途である輸入規制を柱とし、また輸入が許可されたものに対する飼養管理の徹底も謳っている点で、高く評価しております。

以下、第2「特定外来生物の選定」から第5「その他」につきまして、順にコメントさせていただきます。

第2 特定外来生物の選定

- 1) 本法、ならびに本基本方針（案）では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物と規定している。しかし、その選定の段（2（1）被害の判定）になると、「回復困難な被害…」（3ページ）、「重大な被害…」（4ページ）というかなり限定的な表現に置き換えられている。回復困難な被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来生物を、科学的知見に基づいて特定することは、単に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定するよりはるかに困難である。よっ

て、この選定基準を満たす外来生物はかなり限定される可能性が高い。本法の実効性を高めるために、特定外来生物の選定基準もその本来の定義（回復困難なという修飾語を付けない被害）に合わせたものにして頂きたい。

第3 特定外来生物の取扱い

- 1) 1(2)飼養等の目的（5ページ）では販売飼養も明記して、「愛玩飼養、及び愛玩用販売を目的とする飼養等の目的については許可の対象としない」として頂きたい。
- 2) 1(3)特定飼養等施設の施設規準（5ページ）、あるいは(5)飼養等の方法（6ページ）では、許可を受けていることを明らかにするために、施設の目立つ位置に「許可済」の標識を示すように義務付けて頂きたい。

第4 特定外来生物の防除

- 1) 霊長類の被害には生態系の攪乱、交雑による遺伝的攪乱、農林業被害がある。防除に必要な措置は本案で概ね満たされると考える。しかし、被害の及ぶ区域は変化が予想されるので、1(2)防除を行う区域及び期間（8ページ）は、「…必要な期間の延長や防除区域の変更等が行えるようにする」として頂きたい。
- 2) 在来種と交雑することが明らかかすでに交雑がはじまっていることを確認した場合には緊急的な防除を実施すべきである。早期防除は影響の拡大をくいとめるのに極めて重要である。2(1)緊急的な防除の実施（9ページ）では、在来種との交雑が確認された場合も明記して頂きたい。

第5 その他重要事項

- 1) 種類名証明書については、海外で発行できない場合の体制整備が重要である。2(2)証明書の発行（13ページ）は「…体制を整備することとする」として頂きたい。

- 2) 外来生物問題へ迅速に対処するには違法輸入の実態把握が重要である。3科学的知見の充実（13ページ）は「…外来生物問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、違法輸入の実態を把握し、外国政府機関や…」として頂きたい。

2. 第20回大会時の物品販売、および寄付金報告

日本霊長類学会第20回大会開催中の物品販売および寄付金の決算をご報告いたします（表1）。寄付にご協力くださった杉山幸丸会員、松沢哲郎会員ほか匿名会員、及び物品購入にご協力くださった方々に感謝いたします。従来より原則として無人販売を実施していますが、大会期間中販売にご協力くださった方々にも厚く御礼申し上げます。

今回は、会員より提供して頂いた物品を買い取った上で、正規の保護グッズとして販売しました（『霊長類研究』19巻3号275-276ページ、同20巻1号87ページ参照）。座馬耕一郎会員らからの手ぬぐい、鈴木滋会員からのリユースラベル、杉山幸丸会員からの照明付ボールペン、杉浦秀樹会員からの絵はがきです。これらの物品の買取価格合計は、32,643円です。さらに、提案が大会間近であったため正規の保護グッズ扱いにはできませ

表1 第20回大会における自然保護物品の販売売上額および寄付金額

品目	単価(円)	個数	金額(円)
テレホンカード(イラスト)	500	9	4500
テレホンカード(ニホンザル)	600	6	3600
テレホンカード(テナガザル)	600	2	1200
絵はがき(イラスト)	50	16	800
絵はがき(写真)	300	15	4500
クリアフォルダー	200	6	1200
プレスファイル	400	6	2400
ボールペン	50	19	950
フロッピーケース	200	2	400
OARビタック	150	6	900
リユースラベル ¹⁾	250	21	5250
照明付ボールペン ¹⁾	800	11	8800
手ぬぐい ¹⁾	500	60	30000
絵はがき ¹⁾	100	120	12000
物品販売合計			76500
寄付金			20480

¹⁾会員からの買取販売物品（買取価格合計32,643円）

んでしたが、匿名会員から提供して頂いた絵はがきも販売し、売上金全額ご寄付頂きました。以上の方々のご協力に心より感謝いたします。

また、これまで販売してきたグッズについては、大幅にディスカウントして販売いたしました。おかげさまで、新規に導入した物品はすべてほぼ完売し、相乗効果か旧物品も若干販売個数を伸ばすことに成功いたしました。次回大会でも、引き続きこれらの物品を販売する予定ですので、よろしくお願いいたします。

(室山泰之)

3. 青森県下北半島のタイワンザル問題の経緯について

日本霊長類学会は保護委員会を中心に下北半島におけるタイワンザルとニホンザルの交雑回避に向けた活動をつづけてきました。青森県は昨年7月に条例を制定し飼育管理の規制を強化しました。この結果、所有者は野辺地地域のタイワンザル飼育中止を決心し、全頭が飼育地から除かれました。

関係行政機関に問題解決のはたらきかけをはじめてから長年が経過しました。この間に条例の早期制定や具体策と現状調査の要望を出してきました。以前に保護委員としてこうした働きかけの中心におられた松林清明会員から、今回の捕獲経緯に関する寄稿がありました。この原稿では捕獲個体の譲渡先が明らかになっていません。しかし、これは飼育責任をもつ所有者および飼育の指導責任をもつ青森県担当課の意向であり、やむを得ないところです。それ以外の事実を記録として残し、長年にわたり学会が腐心した問題が終結するまでの経緯を理解するのに意義があると考え、保護委員会は松林会員の原稿を本欄に掲載することにしました。

紀伊半島や房総半島でもニホンザルをめぐる移入種問題は深刻です。今回の下北半島の事例も含めて、移入種問題の調査や検討とニホンザル保護に向けた学会活動を今後も進めます。

(川本 芳)

野辺地タイワンザルの処置の経緯

松林 清明

〔はじめに〕

移入種問題については環境省が法的規制を打ち出すなどようやく国レベルの対策が取られ始めたが、青森県野辺地で飼育されていたタイワンザルの件も、かなり早くから社会の関心を集めてきたケースのひとつであった。日本霊長類学会が最初に青森県に対して有効な対策を求める要望を出して(1993年6月)からでも、既に10年が経過した。

霊長類学会は2002年4月にも同様の要望を行ったが、その甲斐もあってか、同年に県は「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定(2003年7月施行)した。この結果、「北限のニホンザル」を脅かしたタイワンザルは特定動物としてその飼養施設に厳しい規制の網がかけられる運びになった。その流れの中で、飼い主はようやくタイワンザル飼育断念を了承し、このたび、それらの捕獲が行われた。サル関係者にとどまらず広く世間の耳目を集めてきたケースであり、その経緯を記録に残す必要があると考え、本稿をまとめた。

〔経緯〕

昨年(2003年)8月末近く、青森県薬務衛生課から1本の電話がかかってきた。内容は「県条例の制定に沿ってタイワンザルの飼い主がそれらを手放すことに同意した。ついては、タイワンザルの捕獲と譲渡先についてご相談したい」とのこと。私が1993年に霊長類学会保護理事として当時の伊谷会長と一緒に要望書を持って青森県を訪問したことが念頭にあり、電話してきた由であった。同時にいわれたことは、

- 1) 7月に施行された県条例の猶予期間が12月に切れるので、それまでに解決したい。
- 2) 飼い主は引き取り先への譲渡に同意したが、自身で捕獲や安楽死処分はやらないといっている。
- 3) これまで動物園等に打診したが、引き取り先が見つからない。

などであった。

私は直前の6月の霊長類学会大会において、そ

れまで務めていた保護担当理事を交代していたが、それを理由にして断るのは不適切であると判断し、一応電話で話を聞いた後、霊長類学会保護委員会および京都大学霊長類研究所所長に伝達して、対応の検討を依頼した。双方とも時間をかけて検討していただいたが、その結果は、それぞれに理由があって、霊長類学会、霊長類研究所ともに組織として捕獲等に関与することは困難であり、また霊長類研究所でタイワンザルを引き取ることもできないとの結論になった。

長年の懸案を根本的に解消する好機がやっと訪れたのに、ここで協力を回避もしくは先送りすることは、北限のニホンザル問題解決に背を向けることになると考え、私は有志の協力を仰いで個人責任で対処することにした。そしてこの件に関心があり、また捕獲作業の経験が豊富な何人かの人々に参加を依頼して承諾を得たため、11月から着手した。

〔実施〕

県の担当課および現地管轄の保健所と連絡をとりつつ、まず、捕獲トラップの設置と餌付け作業を開始することにして、11月5日～6日にかけ2名による準備作業を行った。

その際の予備的な観察により、当該タイワンザル群は少なくともふたつのグループに分かれていて互いに排他的であること、多くの個体が人の給餌に慣れていて数メートルまでの接近が可能であることなどが判明した。その為11月17日～18日に改めて4名が現地へ行き、二つめのトラップ設置を行うとともに、県担当課、現地所轄保健所および飼い主と面談し、作業への協力を要請した。これらの経過の中で県は、飼い主と連絡を取りつつ譲渡先を見つける努力を再度行い、おおかたについて引き取り先が固まった。

集中的な捕獲作業は、11月25日～12月3日にかけて行った。その際に改めて判明したのは、タイワンザルはそれぞれ20数頭の2グループと10数頭の1グループ、計3グループから成り、総数は70頭近くに上るということであった。

この集中捕獲で55頭捕獲し、輸送も滞りなく行われたが、なお10余頭の取り残しがあった。

この後の餌付けと捕獲は保健所を含む現地スタッフで継続してもらうほかはなく、そのための協力を下北のサル調査関係者に依頼し、承諾を得た。

集中捕獲時、広い林内でサルの所在確認に手間取ることが多かったため、その後に捕獲したサルのうち異なるグループに属すると判断されたメス2頭にテレメータ（電波発信器）を装着し、以後の作業は格段に容易になった。なお捕獲した中に1頭のオスニホンザルが混じていたことが確認された。この個体は1997年3月、大間町材木川流域で捕獲され、テレメータを付けて放されていたもの（愛称；タカオ）で、テレメータを外し、もとの遊動域に運んで放した。

捕獲個体については体重、歯式その他の記録をとり写真撮影を行った。また交雑の有無などを確認するために可能な限り血液を採取した。正月休暇をはさむその後の1ヶ月ほどの期間に断続的に捕獲が行われ、1月13日に最後の3頭が捕獲された。捕獲総数（タイワンザル）は68頭であった。

その後、積雪期に複数の下北のサル調査関係者が数回にわたって現地の確認調査を行ったが、1月14日以降、サルの姿や声はもちろん、足跡や食痕、排泄物などの痕跡もまったく見出されていない。

〔総括〕

今回の作業は、1) 対象が個人所有の外来種であること、2) 飼い主が自ら捕獲やその後の処置に当たる意志がないこと、などから、明確な実施主体がないまま、有志によるボランティア活動として行なわれた。あえていえば、県が飼い主と折衝しつつ、サル関係者の協力を求め、有志個人がそれにこたえて捕獲作業を行ったという形になる。この間2ヶ月近くにわたり、所轄の保健所からは複数の職員が勤務の合間に現場まで通い、可能な限りの参画を行った。

霊長類学会も霊長類研究所も組織としては関与しない形であったことと、新聞等で報道された場合には妨害活動があり得ると予想されたため、本作業に直接参加した人以外には連絡は行わなかった。この点については望ましいやりかたであった

とは思わないが、在来種の健全な存続が明確に懸念されると関係学会等で認められた外来種であっても、その駆除には一部団体が反対する事例が多く実在する日本の現状では、事前の報道で混乱を招いて時間を空費するのは避ける必要があると判断した。その理由は

- 1) 飼い主本人が捕獲に同意している飼育動物であること
- 2) 積雪期を迎えると作業が困難になるうえ、春～夏にはまた繁殖が起き、さらに周辺地域への一部個体の移動・拡散が予想されること
- 3) 時間がかかって飼い主の気が変わると問題解決がさらに遠のく恐れがあったこと

などである。

もとより野辺地のタイワンザルそのものには何の責任もなく、人間によって運命をもてあそばれた気の毒な動物であることは言を待たない。このような形で彼らのこれまでの生活に終止符を打たねばならなかったことは、作業に参加した全ての人々の共通の心痛事であった。しかし、放っておけば解決する類の問題ではなく、貴重なニホンザル地域個体群の種としての特性が失われかねない状況で、だれかが早急にやらねばならないことでもあった。一個人の趣味の結果としては長年にわたって大きな課題を日本に突き付けた事例であったが、時間が経ち過ぎたとはいえ、今回根本的な対策を取ることができたのはまだしも幸いであった。

飼育開始以来これまで 50 年近い経過の中で、周辺地域のニホンザルと既に交雑が生じた可能性があるが、その検証は今後の追跡調査に待たなければならない。また、これまでに餌付け地以外に拡散したタイワンザル個体が生存していないかも継続して調べる必要がある。

これらの課題は残るが、長年の懸案をようやく解決することができた。多忙中、時間を割いて作業に協力してくださった多くの方々にお礼を申し上げる。なお野辺地のタイワンザルに関するこれまでの報告については下記を参照されたい。

〔参考文献〕

- 白井啓 1988: 下北半島におけるタイワンザルの現状. モンキー 219・220: 20-24.
- 白井啓 1989: 下北半島のタイワンザル移植群の冬季調査結果. 「下北半島のサル 1988年度(昭和63年度)調査報告書」, pp. 10-15.
- 松岡史朗 2004: 「北限のサル」との交雑回避—下北・タイワンザル問題の経緯と顛末—. 「下北半島のサル 2003 年度(平成15年度)調査報告書」, pp. 77-84.
- 森治 1989: 下北半島のタイワンザル問題. モンキー 229・230: 3-7.